

仙台市農業委員会第 50 回総会議事録

I. 開催日時 令和 4 年 6 月 29 日（水曜日）午後 1 時 30 分から午後 2 時 57 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (18 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫		11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太	13 番 佐藤 千治	14 番 佐藤 とみ
	15 番 庄司 俊充	16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

IV. 欠席委員 (1 人) 10 番 熊谷 幸夫

V. 議事日程

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. 議案

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第 3 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式）

5. 協議

(1) 農業委員会事務の実施状況等の公表について

・令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）

・令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）

(2) 令和 4 年度農業者年金加入推進活動計画（管理表ワークシート）について

6. 報告

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出

(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知

(5) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件

(6) 売渡あっせん希望農地一覧表

(7) 令和 4 年度第 1 回企画検討チーム会議報告

7. その他

(1) 会長等報告

(2) 農業委員会関係出張等の復命

(3) 事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	木田 利久	事務課長	山本 幸子
振興係長	八木 正志	農地係長	伊藤 秀宣
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菊地 一郎
農地係会計年度任用職員	庄子 尚		

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第50回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、10番熊谷幸夫委員から欠席の届けがありました。19人中18人出席ですので、会議は成立しております。続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。 (異議なし)	
議 長	それでは、11番郷古雅春委員、12番齋藤清太委員を指名いたします。	
議 長	議案に入ります。 (午後1時32分) 第1号議案と第2号議案の調査委員会を第一調査委員会が担当し、6月21日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行いますので、調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略しますが、調査の概要を説明していただきます。 第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。最初に大泉権吾第一調査委員会委員長から説明願います。	
大泉権吾第一 調査委員会委 員長	－ 調査の概要説明 －	

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会委員長大泉権吾報告）

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を、6月21日に実施いたしました。調査は、6番小野寺潔委員、7番加藤和江委員、8番菅野則義委員、13番佐藤千治委員、18番松原菊男委員と私（4番大泉権吾委員）の6名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、14番高山真里子推進委員、17番柴崎勝央推進委員、27番今野勇一推進委員、29番若生宏明推進委員、32番高橋孝夫推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が3件、贈与による農業承継が1件、贈与による規模拡大が1件、賃貸借による規模拡大が1件、交換による耕作利便が2件の合計8件です。なお、調査委員会後に贈与による規模拡大1件の申請取下げがありましたので、合計7件となっております。番号1番の報告は8番菅野則義委員、番号2番の報告は7番加藤和江委員、番号3番の報告は13番佐藤千治委員、番号4番から6番の報告までは私（4番大泉権吾委員）、番号7番の報告は6番小野寺潔委員です。

（8番菅野則義委員報告）

番号1番は、贈与により農業承継を図るものです。相続により取得した持分の農地を、実家の後継者に贈与するものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族5人で174aの農地を耕作しています。6月16日に庄子亮一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（7番加藤和江委員報告）

番号2番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で29aの農地を耕作しています。6月17日に高山真里子農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（13番佐藤千治委員報告）

番号3番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で223aの農地を耕作しています。6月16日に柴崎勝央農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農

地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(4番大泉権吾委員報告)

番号4番は、賃貸借により規模拡大を図るものです。譲受人は、トラクター1台はリースにより、田植と稲刈は作業委託により1人で19aの農地を耕作しています。トラクターのリースについては、借受証明書が、田植と稲刈については、作業受託証明が提出されております。6月15日に若生宏明農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、交換により耕作利便を図るものです。番号6番と交換するものです。譲受人は、番号4番と同じ人です。6月14日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、交換により耕作利便をはかるものです。番号5番と交換するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で120aの農地を耕作しています。6月14日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(6番小野寺潔委員報告)

番号7番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で193aの農地を耕作しています。隣接地を耕作しており、農作業の効率を高めるものです。6月14日に永野真農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(第一調査委員会委員長大泉権吾報告)

なお、高橋孝夫農地利用最適化推進委員から、農地法第3条の案件については、適切に見守って行く必要がある旨の意見が出されており、今後の区域活動で当該農地を注意して見ていくことといたしました。

議長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等
はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、質問等がありませんので採決します。
第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可
申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時35分)

議長

第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、
を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査
の概要を委員長から説明願います。

大泉権吾第一
調査委員会委
員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

(第一調査委員会委員長大泉権吾報告)

第2号議案の調査結果について報告します。調査委員会を、6月21日に実施
いたしました。調査は、9番菊地郁夫委員、19番柴田市郎委員の2名で行いま
した。今回の申請は、貸資材置場に転用するものが1件、駐車場に転用するも
のが2件の計3件です。番号1番の報告は9番菊地郁夫委員、番号2番と3番
の報告は19番柴田市郎委員です。

(9番菊地郁夫委員報告)

番号1番は、貸資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申
請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、
土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資
の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地

と判断しました。申請は、不動産業者が田 3,254 m²、畑 175 m²を転用し、原野を含む事業面積 7,043 m²を資材置場に 2,830 m²、駐車場（普通車 28 台・大型車 8 台）に 764 m²、通路・法面等に 3,449 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、許可を得ずに現地を貸資材置場として使っていたことに対し、始末書が提出されております。なお、現地には建築物がなく他法令に抵触していないことを併せて確認しております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（19 番柴田市郎委員報告）

番号 2 番と 3 番は関連がありますので一括して報告します。駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、運送業者が、田 2,741 m²を転用し、原野を含む事業面積 2,885 m²を駐車場（トラック 18 台・普通車 18 台）に 1,790 m²、通路等に 1,095 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第 2 号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第 2 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 2 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

（午後 1 時 38 分）

議 長

第 3 号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方

式)、を上程します。

第3号議案については、私（佐々木均会長）関連の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。

今回は、最初に事務局から内容を説明願います。

事務局

第3号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式）は、令和4年6月30日仙台市公告予定分です。一括方式は、集積計画と配分計画を併せて一括設定するものです。総数で90件、515,396㎡です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。

議長

それでは、90件のうち、議事参与の制限に係る案件である番号66番と68番から審議します。私の関連案件でありますので、議長を嶺岸若夫会長職務代理者に交替して進めます。

それでは、私は退席します。

（佐々木均会長退席） （議長交替する）

議長

（嶺岸若夫会長
職務代理者）

議長が退席しましたので、私が議長となって進めます。

第3号議案の番号66番と68番について、ご質問・ご意見はございませんか。

（異議、意見等なし）

議長

（嶺岸若夫会長
職務代理者）

それでは、質問等がありませんので採決します。

番号66番と68番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

（嶺岸若夫会長
職務代理者）

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式）の番号66番と68番については、原案のとおり決定します。

番号66番と68番が終了しましたので、佐々木均会長は入室してください。

（佐々木均会長入室）

（午後1時41分）

議長

（嶺岸若夫会長
職務代理者）

第3号議案の番号66番と68番が終了しましたので、議長を交替します。

（議長交替する）

（午後1時41分）

議 長 (佐々木会長)	それでは引き続き審議を再開します。議事参与の制限以外の 88 件（番号 66 番、68 番除く）について審議することになります。ご質問・ご意見はございませんか。
	(異議、意見等なし)
議 長	それでは、質問等がありませんので採決します。88 件について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第 3 号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式）の 88 件は（番号 66、68 番の 2 件を除く）、原案のとおり決定します。
	(午後 1 時 43 分)
議 長	<p>続いて、協議に入ります。</p> <p>(1)「農業委員会事務の実施状況等の公表について」、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）について事務局から説明願います。</p>
事務局振興係	<p>— 説明 —(1)「農業委員会事務の実施状況等の公表について」、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）について</p> <p>本日承認が得られましたら、東北農政局と農業会議に提出し、仙台市の HP で公開いたします。</p>
議 長	<p>ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(1)「農業委員会事務の実施状況等の公表について」、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）については、承認といたします。</p> <p>次に、(2)「令和 4 年度農業者年金加入推進活動計画（管理表ワークシート）について」を、事務局から説明願います。</p>
事務局振興係長	<p>— 説明 —(2)「令和 4 年度農業者年金加入推進活動計画(管理表ワークシート)について」</p>
議 長	ご質問・ご意見はございませんか。

菊地郁夫委員 (9番)	農地を持っていない人や農業に従事していない人も半分くらい入っていて、毎年この年金加入推進名簿が来ますが、何を基準に載せているのですか。対象にならない人は、事務局に伝えて削除してもらった方がいいのですか。また、加入期間が短い50代の人に推進するのも申し訳ない気がします。逆に今加入している人の名簿があればそれ以外の農業をしている人に推進できます。
事務局	名簿は農協と確認して作成しています。農業をしていない人がいましたら、事務局に伝えてもらえば再確認します。
鈴木通委員 (16番)	事務局に情報提供をして削除してもらった件もあります。
高橋勝彦委員 (17番)	50歳くらいで年金をかけても得しないのではと意見がありますが、私は50歳を過ぎて入りました。農業者年金は掛け金全額が税の控除になるメリットが大きいのので、年齢を問わず推進しています。
事務局	加入対象とならない人は、情報をお願いします。加入者に対して、二重に加入推進しないよう、年金を掛けている人(待機者含む)の名簿を来月配布します。
松原菊男委員 (18番)	若い世代は所得も少なくお金がかかりますので、親世代に加入推進をし、金銭的な協力をもらおうと加入が進むと考えます。
議 長	他にご質問・ご意見はございませんか。
	(異議、意見等なし)
議 長	質問がないようですので、(2)「令和4年度農業者年金加入推進活動計画(管理表ワークシート)について」は、承認といたします。
	(午後2時10分)
議 長	続きますので、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。
	(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(6)売渡あつせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。
事務局	それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。
農地係長	(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり5件の届出がありました。転用目的の内容は、長屋住宅・一般住宅・駐車場・宅地拡張・宅地の転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理して

おります。(2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページから5ページに記載のとおり22件の届出がありました。転用目的の内訳は、宅地への転用が11件、一般住宅への転用が4件、駐車場への転用が3件、自己住宅・共同住宅・分譲宅地・境内地への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、6ページから7ページに記載のとおり7件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、8ページに記載のとおり2件ありました。(5)相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件については、9ページに記載のとおり1件ありました。続きまして、(6)売渡あっせん希望農地一覧表ですが、新規が8件ありましたので、一覧表を修正しております。なお、ホームページにも掲載しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願いいたします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようです。次に、(7)「令和4年度第1回企画検討チーム会議報告」は加藤企画検討チーム長から報告願います。

加藤企画検討
チーム長

— 説明 —(7)「令和4年度第1回企画検討チーム会議報告」

議 長

(7)「令和4年度第1回企画検討チーム会議報告」について、ご質問等はありませんか。

質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。
以上で報告事項を終了いたします。

(午後2時18分)

議 長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。
(1)会長等報告を私(佐々木均会長)から報告します。資料4をご覧ください。

会 長

(会長等報告)

議 長

続きまして、(2)農業委員会関係出張等の復命について、
佐藤とみ委員から6月22日開催の「令和4年度第1回市町村農業委員会女性
委員等研修会」の報告をお願いします。

佐藤とみ委員

— 報告 —

議 長	事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。
事務局 (ア)農地係長 (イ)～(ク)振興係	(3)事務局からの連絡事項について (ア)令和4年度農地パトロール（農地利用状況調査）の日程等について (イ)全国農業新聞の普及推進について (ウ)農業委員会による最適化活動推進等の月報の書き方について (エ)仙台市農業委員会事務局職員名簿・担当事務 (オ)7月～8月の予定表 (カ)令和4年面積調査実施のお知らせ (キ)令和3年度みやぎ農業担い手サミット関連資料について (ク)他市町村農業委員会だより等（農政時流、横浜市）
議 長	ご意見、ご質問等はございますか。
菊地郁夫委員 (9番)	農地パトロールにおいて農地の一部しか耕作していない場合はどう判断しますか。 また、一度見て営農をしていると判断した農地が、調査リストに掲載されています。
事務局	概ね耕作されていれば営農しているという判断をします。一度確認をしても所有者が、農地台帳確認申告で「不耕作地」と書いてきた場合、再度調査をお願いします。
菅野則義委員 (8番)	農地パトロールの遊休農地となりうる現況について、囲によろ地、連担が困難とはどのような意味ですか。
事務局	囲によろ地は、道路に面していなくて、入っていく場所がない農地です。連担が困難は、隣接農地と一体に使うのが困難ということで、例として棚田の様に他と一体で使うのが難しい農地です。
菊地郁夫委員 (9番)	月報の備考欄には、相談内容をどの程度まで書くのですか。個別農パトの相談等記録票の提出は必要ですか。
事務局	備考に入る場合はそこに記入し、内容が書ききれない場合は相談等記録票の提出をお願いします。農地パトロールは農パトと書いていただき、許可なしの盛土等変化があった場合は、詳しい中身を相談等記録票に書いてください。
議 長	他にご意見、ご質問等はございますか。
	(意見なし)

議 長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。
他に何かありますか。
なければ以上で全てを終了いたします。

司会：振興係長

閉会のあいさつを嶺岸会長職務代理人からお願いします。

嶺岸会長職務
代理人

以上をもちまして、仙台市農業委員会第 50 回総会を閉会します。

閉 会

(午後 2 時 57 分)